

57 教育令改正の儀上申 [明治十八年八月]

(注記1) 教育令改正等ノ儀ニ付上申 (注記2)

(注記4) (注記3) 明治十三年ノ末改正教育令ヲ頒布セラレテヨリ茲ニ四周年余其利害ヲ実施上ニ験スルモノ鮮ナカラス殊ニ方今地方ノ教育費ヲ節約セント欲スレハ亦之カ施為上ヲ釐革セサルヲ得サルモノアリ旁以教育令別冊ノ通改正相成度乃チ説明及公布案ヲ添へ此段上申候也

(注記5) 明治十八年六月十一日 文部卿伯爵 大木喬任 印 (注記6)

太政大臣公爵 三條實美殿

第三条 小学校ハ(兒童ニ普通ノ教育ヲ施ス所トス) (普通ノ教育ヲ兒童ニ授クル所ニシテ其学科ヲ修身読書習字算術地理歴史等ノ初歩トス土地ノ情況ニ随ヒテ罫面唱歌体操等ヲ加へ又物理生理博物等ノ大意ヲ加フ殊ニ女子ノ為ニハ裁縫等ノ科ヲ設クヘシ) (抹消) (但)ムヲ得サル場合ニ於テハ修身読書習字算術地理歴史ノ中地理歴史を減スルコトヲ得) (朱書) (理由) 小学校ハ兒童ニ普通ノ教育ヲ施ス所ニシテ其目的ハ兒童ノ徳

性ヲ涵養シ心身ヲ發育シ農商工其他人生ノ諸職業ニ必須ナル知識技術ノ端緒ヲ授ケ国家ノ良民タルノ地ヲ做サシムルニ在リ故ニ其編制上ニ至テモ一般ニ必施スヘキ尋常ノ小学校アリ又男女都鄙ノ區別及諸職業ノ狀況ニ応セル特殊ノ小学校アリテ其類一ナラス然ルニ現行ノ文ニ於テ斯克一定ノ科目ヲ掲ケテ云々シタルハ実施上頗ル支障アルヲ免レス要スルニ法令ニハ該教育全体ノ性質ヲ示スニ止メ其科目等ノ如キハ文部卿ノ權ヲ以テ適宜之ヲ取捨増減セシムルヲ便トス是レ本条ノ改正ヲ要スル所以ナリ

(朱書) (抹消) (削除) (以上) 数条掲ケタル所何ノ学校ヲ論セス各人皆之ヲ設置スルコトヲ得ヘシ) (理由)

教育ノ施設ハ公私ヲ問ハス皆務テ慎重ヲ加ヘサルヘカラス是レ第二十条第二十一条ニ於テ学校等ヲ設置セントスルニハ必ス許可ヲ受ケシムル所以ニシテ人々固ヨリ擅ニ之ヲ施設シ得ヘキモノニ非サルナリ然ルニ本項ニ於テハ云々ノ明文アリ今之ヲ擅ニ施設シ得ルモノト解セン歟第二十条第二十一条ト抵触セサルヲ得ス若シ又正当ノ手續ニ由リタル上ニテ人々此權利ヲ有スルモノト解セン歟風凡ソ正当ノ手續ニ由リテ得ヘキモノハ何ソ独リ学校設置ノ權利ノミナラン教員トナリテ教授ヲ行ヒ生徒トナリテ学校ニ入ル等皆然ラサルコトナシ彼ニ略シテ此ニ詳ナルハ亦体制宜ヲ得タリト云フヘカラス且此ノ如キ疑似ノ文アルカ為メ当局者学校等ノ設置ヲ調査スルニ方テ

多少ノ困難ヲ見ルコト往々之アリ要スルニ本項ハ益ナクシテ
害アルノ文タルヲ免レス是レ之カ削除ヲ要スル所以ナリ

第九条 各町村ハ府知事県令ノ指示ニ從ヒ独立或ハ聯合シテ其

学齡兒童ヲ教育スルニ足ルヘキ一箇若クハ數箇ノ小学校

(朱書)
〔又ハ小学校教場〕ヲ設置スヘシ

但本文小学校二代ルヘキ私立小学校アリテ府知事県令ノ認

可ヲ經タルトキハ別ニ設置セサルモ妨ケナシ

(朱書)
〔理由〕

小学校ノ目的ハ結局一般兒童ヲシテ国家ノ良民タルノ地ヲ做
サシムルニ在ルヲ以テ之カ設置モ亦務テ全国ニ普及センコト
ヲ期セサルヘカラス是レ本条ニ於テ各町村ニ負ハシムルニ
云々ノ責ヲ以テスル所以ナレトモ寒村僻邑等資力ノ乏シキモ
ノニ在テハ往々未タ其責ヲ了スルコト能ハサルモノアリ或ハ
強テ了スルモ之ヲ繼續シ難キモノアリテ当局者常ニ其措置ニ
困マサルヲ得ス尤第十八条ニ於テ巡回授業ノ制ヲ設ケタルハ
予メ此等ノ場合ヲ慮カルニ出テタルナレトモ土地ノ隔絶スル
モノ等ニ至テハ此制モ亦行ハレサル所アリ故ニ自今小学ノ教
育ヲ一層普及セシメント欲スレハ其一般ニ必施スヘキ尋常ノ
小学校ハ務テ簡約ヲ主トシ唯国民日用ノ心得ヲ訓諭スルニ止
メサルヘカラス而シテ其校舍ハ必シモ別ニ設ケス社寺ノ廡下
若クハ民家ノ一隅等ヲ以テ充用シ從來ノ家塾様ノ体裁ニテモ
妨ナキモノトシ其他諸般ノ準備モ之ニ称フテ計画セシメ小学
校ノ外別ニ小学校教場ノ称ヲ創シテ体裁ノ具ハラサルモノヲ待

タンコトヲ要ス此制ニシテ彼ノ巡回授業ノ制ト并ヒ行ハレン
ニハ寒村僻邑等資力ノ乏シキモノト雖モ容易ニ其責ヲ了スル
ヲ得ルノ便アラン果シテ然ルトキハ番々小学教育ノ普及スル
ノミナラス地方ノ民費ヲ節約利用シテ国家全体ノ經濟上ニモ
裨補スル所鮮少ナラサルヘシ是レ本条ノ改正ヲ要スル所以ナ
リ

第十条 (抹消) 〔各町村ハ学務ヲ幹理セシメンカ為ニ小学校ヲ設置ス
ル独立或ハ聯合ノ区域ニ学務委員ヲ置キ戸長ヲ以テ其員ニ加
フヘシ〕

(抹消) 〔但人員ノ多寡給料旅費職務取扱諸費等ノ有無及其額ハ区
町村会之ヲ評決シ府知事県令ノ認可ヲ經ヘシ〕

(朱書) 〔郡区长ノ所轄部内ニ一名若クハ二名ノ学事取締ヲ置キ郡区长
ニ承テ学務ヲ幹理セシムヘシ〕

第十一条 (抹消) 〔学務委員ハ町村人民其定員ノ二倍若クハ三倍ヲ薦
挙シ府知事県令其中ニ就テ之ヲ撰任スヘシ〕

(抹消) 〔但薦挙ノ規則ハ府知事県令之ヲ起草シテ文部卿ノ認可
ヲ經ヘシ〕

(朱書) 〔学事取締ハ府知事県令之ヲ任免スヘシ〕

第十二条 (抹消) 〔学務委員ハ府知事県令ノ監督ニ属シ兒童ノ就学学
校ノ設置保護等ノ事ヲ掌ルヘシ〕

(朱書) 〔学事取締ノ給料旅費職務取扱諸費等ハ地方税ヨリ支弁スヘシ〕

(理由)

現行ノ文ニ於テ町村ノ事務ハ戸長アリテ之ヲ管理スルニモ拘ハラス更ニ学務委員ヲ置テ其学務ヲ幹理セシメタルハ特ニ教育専心ノ人ヲ撰任シテ大ニ戸長ヲ幫助セシメント欲スルニ外ナラス然レトモ實際ニ在テハ其区域ハ狭隘ニシテ職品ノ卑下ナルカ為メ予望ノ人ヲ得ルコト極テ難シ且戸長ト職掌上ノ關係ニ於テモ未タ詳明ナラサル所アルヲ以テ彼此責任ノ相分レテ其執務上ニモ不都合ヲ見ルコト往々之アリ顧テ本令発行以前ヲ視ルニ学区取締ナルモノハ必ス数十学区ヲ連テ(大抵区长大区下同)置ク所ナルヲ以テ其人モ亦勝任ノ者多ク学制創定ノ際ニシテヤ、教育ノ端緒ニ就キタルハ主トシテ該職員ノ力ニ頼ルカ如シ因テハ實際学事ノ挙ランコトヲ求ムレハ学務委員ヲ廢シテ町村ノ学事ハ専ラ戸長ノ掌務ニ歸シ別ニ学事取締ヲ郡区长所轄部内ニ置キ其指揮ヲ承テ学事ヲ幹理セシムルニ若クハナシ尤之ヲ町村ニ置カスシテ郡区ニ置クトキハ給料其他諸費ノ如キモ自ラ郡区ノ經費ト同シク地方税ヨリ支弁セサルヲ得ス然而シテ地方税ニ於テ遽ニ此費目ヲ加フレハ其經濟上ニ困難ヲ見ルノ恐アルカ如クナレトモ文部卿ニ在テ目下府県立学校費ニ就キ幾分ヲ省減シ得ルノ計画アルヲ以テ彼此融通セシムルトキハ決テ其恐アルコトナシ今学事取締ニ要スル費途ヲ概算スルニ一郡区役所ニ毎月平均拾五円ノ給料ト七円ノ旅費職務取扱諸費トヲ要ストスレハ全国五百六十郡区役所ノ一箇年ノ總費額拾四万八千貳百円ニシテ之ヲ明治十六年ノ地方税ニ属スル教育費百五拾万四千貳百拾円余ノ内ニ就キ融

通スルハ左迄難事ニアラス又此学事取締ニ要スル費額ヲ以テ之ヲ明治十(明治)年(加)年ノ区町村費ニ属スル学務委員費六拾壹万八千九百七拾円ニ比スルニ四分ノ一弱ニ過キス而シテ彼ハ之ヲ廢スルニ由テ全ク減少シ此ハ他ノ費途ヨリ融通スルモノトスレハ此改制ハ一挙ニシテ教育上下經濟上下両ナカラ許多ノ便益ヲ与フルモノト云フヘシ且既ニ学務委員ヲ廢スレハ町村立学校教員ノ進退ニ至テモ当然戸長ヲシテ申請セシムヘキモノトス是レ此諸条ノ改正ヲ要スル所以ナリ

第十五条 父母後見人等ハ其学齡兒童ノ小学科三箇年ノ過程ヲ卒ラサル間已ムヲ得サル事故アルニアラサレハ少クトモ毎年十六週日以上就学セシメサルヘカラス(明治)又小学科三箇年ノ課程ヲ卒リタル後ト雖モ相当ノ理由アルニアラサレハ毎年就学セシメサルヘカラス

但就学督責ノ規則ハ府知事稟令之ヲ起草シテ文部卿ノ認可ヲ經ヘシ

(朱書)
(理由)

第九条ノ改正ニ関シテ述ヘタル尋常小学科ノ課程ヲ簡約ニスルノ方案ハ独リ教育施設上ノ便ヲ図ルカ為メノミナラス又学齡兒童ノ就学ヲ普及セシメント期スルモノナリ故ニ自今未タ小学科三箇年ノ課程ヲ卒ハラサル兒童ノ就学ハ一層嚴重ニ督責スヘキコト勿論ナレトモ其既ニ該科ヲ卒フル兒童ノ就学ニ至テハ必シモ法令ヲ以テ督責スルヲ要セス強テ之ヲ為セハ彼此ノ別明ナラスシテ寬猛宜ラ失スルニ至ラン是レ本条ノ改正

ヲ要スル所以ナリ

第二十三条 小学校ノ教則ハ文部卿頒布スル所ノ綱領ニ其キ府

知事県令土地ノ情況ヲ量リテ之ヲ編制シ文部卿ノ認可ヲ經テ

管内ニ施行スヘシ

但(抹消)〔府知事県令施行スル所〕〔小学校ニアラサル学校〕ノ教則

〔二準拠シ難キ場合アリテ之ヲ斟酌増減セントシ府知事県

令之ヲ許可セントスルトキハ其意見ヲ付シテ〕〔八〕文部卿

〔ノ認ヲ經〕其綱領ヲ頒布スルコトアルヘシ

(朱書)
〔理由〕

現行ノ文ニ於テ小学校ノ教則ハ文部卿頒布スル所ノ綱領ニ基

キ府知事県令土地ノ情況ヲ量テ之ヲ編制シ更ニ文部卿ノ認可

ヲ受ケシムルモノトシタルハ蓋慎重ヲ致スノ至リナリ然ルニ

猶又但書ヲ以テ云々シ斟酌ノ上ニモ斟酌ヲ加フルノ途ヲ開キ

タルハヤ、過慮タラサルヲ得ス殊ニ改正教育令ノ発行以來茲

二五年未タ一モ此ノ如キ事実アリタルヲ見ス要スルニ此但書

ハ贅文ト云フモ不可ナルナシ然而シテ小学校ニ非サル学校ノ

教則ノ如キハ尽ク小学校ノ如ク帰一ヲ要スヘキモノニ非サレ

トモ其中学校師範学校ヲ始トシ医学学校薬学校及農商業等ノ学

校ノ如キハ其綱領ヲ定ムルノ施設上ニ利便アルヲ以テ文部卿

ハ夙ニ之ヲ府県ニ訓示スル所アリ今後モ此類尚多カルヘシ因

テハ現行ノ文ニ換フルニ此件ヲ以テシ明ニ其綱領ヲ定ムルノ

責ヲ文部卿ニ属スルコト更ニ允当トス是レ本条ノ改正ヲ要ス

ル所以ナリ

第三十五条

(朱書)〔抹消〕

公立師範学校ハ本校ニ入学セサルモノト

雖モ卒業証書ヲ謂フモノアラハ其学業ヲ試験シ合格ノモノニ

ハ卒業証書ヲ与フヘシ

第三十七条

教員ハ男女ノ別ナク年齢十八年以上(朱書)〔品行端正相

当ノ学力等アリテ文部卿若クハ府知事県令ノ免許状ヲ得タル

モノ〕タルヘシ

但(抹消)〔品行不正ナルモノハ教員タルコトヲ得ス〕

第三十八条

(朱書)〔抹消〕

小学校教員ハ官立公立師範学校ノ卒業証

書ヲ有スルモノトス

但(抹消)本文師範学校ノ卒業証書ヲ有セスト雖モ府知事県令ヨ

リ教員免許状ヲ得タルモノハ其府県ニ於テ教員タルモ妨ケ

ナシ

(朱書)
〔理由〕

教員ノ良否ハ教育上直接ノ關係アルヲ以テ其資格ハ務テ慎重

ヲ加フヘキコト勿論ナリ然ルニ現行ノ文ニ於テ第三十八条ヲ

以テ小学校教員ニ就キ云々スルノ外一般ノ学校教員ニ就テハ

未タ学力等ノ資格ヲ定ムル所アラス蓋学事ノ創始ニ方テハ情

況ノ此ニ及ヒ難キモノアリシト雖モ今ヤ諸種ノ学校年ヲ逐テ

増加シ一層之カ実功ヲ責メサルヘカラサルノ折柄ナレハ復タ

教員ノ資格ヲ定ムルニ猶予スヘカラス因テハ一般ノ学校教員

ニ就キ之カ免許状ヲ授与スル制ヲ立テ其要重ナル学校ノ教員

ニハ文部卿便宜学力品行及職任上ノ耐否等ヲ檢定シテ免許状

ヲ授与シ其他ノ学校ノ教員ニハ府知事県令ヲシテ同様免許状

ヲ授与セシムルモノトナスヲ要ス又現行ノ文ニ在テハ師範学校ノ卒業証書ヲ以テ直チニ小学校教員ノ免許状ニ充用セシムルノ制ナレトモ右ニテハ其資格ニ関セル年限等ヲ定ムルニ於テ允当ナラサル所アリ且小学校教員ニ限り一般学校ノ教員ト異同スヘキ筋ナキヲ以テ此際右ノ制ヲ廃止シ自今ハタトヒ師範学校ノ卒業証書ヲ有スル者ト雖モ更ニ定式ノ免許状ヲ得ルニ非サレハ其教員タルノ資格ヲ具セサルモノトナスヲ要ス若夫学校ニ入ラスシテ師範学科ノ卒業証書ヲ受クルノ制ハ前件廃止ノ為メ全ク無用ノ手續ニ歸スヘシ是レ此数条ノ改正削除ヲ要スル所以ナリ

第四十八条 町村立学校ノ教員ハ^(抹消)〔学務委員〕^(朱書)〔戸長〕ノ申請ニ因

リ府知事県令之ヲ任免スヘシ

(理由)

本条ノ改正ヲ要スル理由ハ第十条第十一条第十二条ニ関スル

説明ノ末段ニ見フ

^(朱書)第五十一条 第二十一条及第三十七条ヲ犯シタルモノハ五拾錢以上五圓九拾五錢以下ノ科料ニ処スヘシ

(理由)

私立学校ヲ開設スルニ必ス認可ヲ受ケシムルモノトシタルハ舊ニ教育上ノ利害ヲ慮ルカ為メノミナラス間^(加筆)〔々〕国家ノ施政上ニモ關係スル所アレハナリ殊ニ之ヲ實歴ニ徴スルニ妄ニ学校ヲ開テ不都合ノ教育ヲナシ再三説諭ヲ加フルモ陽ニ諾シテ

陰ニ背キ或ハ官吏至レハ暫ク之ヲ閉チ既ニ去レハ復タ開ク等其弊害ノ言フヘカラサルモノ既ニ之アリ此輩ニ至テハ斷シテ懲罰ヲ加ヘサルヲ得ス又教員ノ資格ヲ重ンスルカ為メ其免許状ノ制ヲ定メタル上ハ之ニ違テ妄ニ教授ヲナスモノ、如キモ自ラ前件ニ準シテ懲罰ヲ加フルノ必要ヲ生セリ尤教育令制定ノ始ニ在テハ改定律例ノ違令条及明治十年第十三号公布罰金ノ処分等夫々法令規則ニ違反スルモノヲ罰スルノ途アルヲ以テ本件ノ如キモ特ニ罰則ヲ設クルノ要用ナカリシト雖モ新刑法ノ頒布アルニ及テ其途全ク廢セリ故ニ爾来ノ實歴上下前途学政施為ノ都合トヲ慮リ遂ニ斯ク罰則ヲ制定セサルヲ得サルニ至レリ是レ本条ノ増加ヲ要スル所以ナリト

文部省上申教育令改正ノ儀布告案元老院議定ニ被付之事
右謹テ裁可ヲ仰ク

明治十八年七月十五日

可

太政大臣公爵	三條實美	印
左大臣	熾仁親王	印
参議伯爵	大木喬任	印
参議伯爵	伊藤博文	印
参議伯爵	山縣有朋	印
参議伯爵	西郷從道	印
参議伯爵	川村純義	印
参議伯爵	井上馨	印
参議伯爵	山田顯義	印

(注記9)(注記8)

明治十八年六月廿七日 内閣書記官 (金井)(谷森) 大臣 花押 (三條) (土方) 内閣書記官長 文部省上申教育令改正之事参事院勘査進呈ス依テ回議ニ供ス

参議 大木花押 山縣 川村 山田 大山 佐々木 伊藤花押 西郷 井上 松方 福岡

明治十八年六月廿七日

(注記10)

第二局 印

別紙文部省上申教育令改正ノ件参事院審査ノ通元老院議定ニ被付可然哉仰高裁候也

(注記13) 別紙文部省上申教育令改正ノ件審査スル処左ノ如シ

本件教育令改正ハ明治十三年改正教育令頒布以來茲ニ四年余実地経験上ノ結果ニシテ必要止ムヲ得サルノミナラス大ニ地方町村費節減ノ目的ヲ達スルコトヲ得ヘシ但文部省上申ニハ学務委員ヲ廃スルモ更ニ学事取締ヲ置クノ意見アリ然ルニ現今地方学事ノ状況ニ於テハ右学事取締ヲ置クノ必要ヲ見サルト費用節減トノ旨趣ニ基キ且教育令中刑法ノ裁制ヲ掲クルハ

妥当ナラサルヲ以テ其条項共併セテ之ヲ削除シ其他多少不穩ノ文字ヲ修正ス又今般改正ニ由リ明治十四年七月第三拾八号同十五年十二月第五拾六号布告ニ抵触ヲ来スヲ以テ布告文ニ但書ヲ加ヘタリ余ハ文部省上申ノ通裁可セラレ可然ト視認ス右ニ由リ布告案左ノ通ニテ可然哉上申候也

布告案

第 号

明治十三年十二月第五拾九号布告教育令別冊ノ通改正ス

但明治十四年七月第三拾八号布告中教育令第九条トアルヲ

教育令第八条ト改メ同十五年十二月第五拾六号布告ヲ廃止ス

右奉 勅旨布告候事

年 月 日

太政大臣

文部省

明治十八年六月廿六日 参事院議長子爵 福岡孝弟 印

太政大臣公爵 三条實美殿

元老院議定

教育令

第一条 全国ノ教育事務ハ文部卿之ヲ統撰ス故ニ学校教場幼稚

園書籍館等ハ公立私立ノ別ナク皆文部卿ノ監督内ニアルヘシ

第二条 学校ハ小学校中学校大学校教師範学校専門学校其他各種

ノ学校トス

第三条 小学校及小学校教場ハ児童ニ普通ノ教育ヲ施ス所トス

第四条 中学校ハ高等ナル普通学科ヲ授クル所トス

第五条 大学校ハ法医学理学医学文学等ノ専門諸科ヲ授クル所トス

第六条 師範学校ハ教員ヲ養成スル所トス

第七条 専門学校ハ法理科医科文科農業商業職工等各科ノ学業ヲ授クル所トス

第八条 各町村ハ府知事県令ノ指示ニ従ヒ独立或ハ聯合シテ其

学齡児童ヲ教育スルニ足ルヘキ一箇若クハ数箇ノ小学校又ハ小学教場ヲ設置スヘシ

但本文小学校又ハ小学教場ニ代ルヘキ私立小学校又ハ小学

教場アリテ府知事県令ノ認可ヲ經タルトキハ別ニ設置セザ

ルモ妨ケナシ

第九条 凡児童六年ヨリ十四年ニ至ル八箇年ヲ以テ学齡トス

第十条 学齡児童ヲ就学セシムルハ父母後見人等ノ責任タルヘ

シ

第十一条 父母後見人等ハ其学齡児童ノ普通科ヲ卒ラサル間已

ムヲ得サル事故アルニアラサレハ毎年就学セシメサルヘカラ

ス

但就学督責ノ規則ハ府知事県令之ヲ起草シテ文部卿ノ認可

ヲ經ヘシ

第十二条 小学校及小学教場ノ学期ハ三箇年以上八箇年以下タ

ルヘク授業日数ハ毎年三十二週^(抹消)_(加筆)(日)以上タルヘシ其授業

時間ハ一日三時ヨリ少カラス六時ヨリ多カラサルモノトス

但土地ノ情況ニ依リ午前若クハ午後半日又ハ夜間ニ授業ス

ルコトヲ得ヘシ其授業時間ハ二時ヨリ少カラサルモノトス

第十三条 小学校若クハ小学教場ヲ設置スルノ資力ニ乏シクシ

テ巡回授業ノ方法ヲ設ケ普通教育ヲ児童ニ施サントスル町村

ハ府知事県令ノ認可ヲ經ヘシ

第十四条 学齡児童ヲ小学校若クハ小学教場ニ入レス又巡回授

業ニ依ラスシテ別ニ普通教育ヲ施サントスルモノハ戸長ノ認

可ヲ經ヘシ

但戸長ハ児童ノ学業ヲ其町村ノ小学校若クハ小学教場ニ於

テ試験セシムヘシ

第十五条 学校教場幼稚園書籍館等ニ公立私立ノ別アリ地方税

若クハ町村ノ公費ヲ以テ設置セルモノヲ公立トシ一人若クハ

教人ノ私費ヲ以テ設置セルモノヲ私立トス

第十六条 公立学校教場幼稚園書籍館等ノ設置變更廢止其府県

立ニ係ルモノハ文部卿ノ認可ヲ經ヘク其町村立ニ係ルモノハ

府知事県令ノ認可ヲ經ヘシ

第十七条 私立学校教場幼稚園書籍館等ノ設置變更ハ府知事県

令ノ認可ヲ經ヘク其廢止ハ府知事県令ニ開申スヘシ

但公立小学校又ハ小学教場ニ代用スル私立小学校又ハ小学

教場ノ廢止ハ府知事県令ノ認可ヲ經ヘシ

第十八条 町村立私立学校教場幼稚園書籍館等設置變更廢止ノ

規則ハ府知事県令之ヲ起草シテ文部卿ノ認可ヲ經ヘシ

第十九条 小学校及小学教場ノ教則ハ文部卿頒布スル所ノ綱領

ニ基キ府知事県令土地ノ情況ヲ量リテ之ヲ編制シ文部卿ノ認

可ヲ経テ管内ニ施行スヘシ

中学校其他ノ学校ノ教則ハ文部卿其綱領ヲ頒布スルコトアル
ヘシ

第二十条 公立学校教場ノ費用府県会ノ議定ニ係ルモノハ地方

税ヨリ支弁シ町村ノ協議ニ係ルモノハ町村費ヨリ支弁スヘシ

第二十一条 町村費ヲ以テ設置保護スル学校教場ニ於テ補助ヲ

地方税ニ要スルトキハ府県会ノ議定ヲ経テ之ヲ施行スルコト

ヲ得ヘシ

第二十二条 公立学校教場ノ敷地ハ免税タルヘシ

第二十三条 凡学事ニ供スル寄附金等ハ其寄附人ヨリ指定セシ

目途ノ外ニ支消スルコトヲ得ス

第二十四条 各府県ハ小学教員ヲ養成センカ為ニ師範学校ヲ設

置スヘシ

第二十五条 教員ハ男女ノ別ナク年齢十八年以上ニシテ品行端

正相当ノ学力アリ文部卿若クハ府知事県令ノ免許状ヲ得タル

モノタルヘシ

第二十六条 文部卿ハ吏員ヲ府県ニ發遣シ学ノ実況ヲ巡視セシ

ムルコトアルヘシ

第二十七条 凡学校ニ於テハ男女教室ヲ同クスルコトヲ得ス

但小学校及小学教場ニ於テハ男女教室ヲ同クスルモ妨ケナ

シ

第二十八条 生徒試験ノトキハ父母或ハ後見人等來觀スルコト

ヲ得ヘシ

第二十九条 町村立学校教場ノ教員ハ戸長ノ申請ニ因リ府知事

県令之ヲ任免スヘシ

第三十条 町村立学校教場ノ教員ノ俸額旅費ハ府知事県令之ヲ
規定シテ文部卿ノ認可ヲ経ヘシ

第三十一条 各府県ハ土地ノ状況ニ随ヒ中学校ヲ設置シ又農学

校商業学校職工学校其他ノ専門学校ヲ設置スヘシ

(注記15)
明治十八年八月五日

(注記14)
内閣書記官

大臣 花押

内閣書記官長

元老院議定上奏教育令改正之事

明治十八年八月五日

第二局 印

(注記17) 別紙元老院上奏教育令改正ノ件参事院審査上申ノ通御裁定ノ上

御施行相成可然哉仰高裁候也

参事院秘第二八号

別紙元老院上奏教育令改正ノ件審査スル所同院ニ於テ下付原案
ノ通可決相成別ニ不都合ノ廉無之ニ付上奏ノ如ク布告セラレ可
然哉上申候也

明治十八年七月三十日 参事院議長子爵 福岡孝弟 印

太政大臣公爵 三條實美殿

教育令改正之儀

右其院議定ニ被付候事

(田中) (注記19)

明治十八年七月二十一日

太政大臣

元老院議長 佐野常民殿

〔朱書〕
〔乾第四百八拾三号〕

〔印〕

(注記20) 本月二十一日下付有之候教育令改正ノ儀本院議定案

勅裁ヲ仰キ候為メ御上奏有之度候也

〔下札〕 明治十八年七月廿八日 元老院議長 佐野常民

太政大臣公爵 三條實美殿

本月二十一日下付セラレシ教育令改正ノ儀今廿八日會議ニ於テ

本案可ト決セリ仍テ謹テ之ヲ上奏ス

明治十八年七月廿八日 元老院議長正四位勲一等 佐野常民 印

布告案

〔加筆・朱書〕
〔第貳拾二号〕

明治十三年^{十二}第五拾九号布告教育令別冊ノ通改正ス

但明治十四年^七第三拾八号布告中教育令第九条トアルヲ教育

令第八条ト改メ同十五年^{十二}第五拾六号布告ヲ廃止ス

右奉 勅旨布告候事

〔加筆・朱書〕
〔明治十八年八月十二日〕

〔印取〕

〔加筆・朱書〕
太政大臣公爵 三條實美

〔文部卿伯爵 大木喬任〕

教育令

第一条 全国ノ教育事務ハ文部卿之ヲ統撰ス故ニ学校教場幼稚

園書籍館等ハ公立私立ノ別ナク皆文部卿ノ監督内ニアルヘシ

第二条 学校ハ小学校中学校高等学校師範学校専門学校其他各種

ノ学校トス

第三条 小学校及小学教場ハ児童ニ普通ノ教育ヲ施ス所トス

第四条 中学校ハ高等ナル普通学科ヲ授クル所トス

第五条 大学校ハ法理学医学文学等ノ専門諸科ヲ授クル所ト

ス

第六条 師範学校ハ教員ヲ養成スル所トス

第七条 専門学校ハ法理科医科文科農業商業職工等各科ノ学

業ヲ授クル所トス

第八条 各町村ハ府知事県令ノ指示ニ従ヒ独立或ハ聯合シテ其

学齡児童ヲ教育スルニ足ルヘキ一箇若クハ數箇ノ小学校又ハ

小学教場ヲ設置スヘシ

但本文小学校又ハ小学教場ニ代ルヘキ私立小学校又ハ小学

教場アリテ府知事県令ノ認可ヲ經タルトキハ別ニ設置セサ

ルモ妨ケナシ

第九条 凡児童六年ヨリ十四年ニ至ル八箇年ヲ以テ学齡トス

第十条 学齡児童ヲ就学セシムルハ父母後見人等ノ責任タルヘ

シ

第十一条 父母後見人等ハ其学齡児童ノ普通科ヲ卒ラサル間已

ムヲ得サル事故アルニアラサレハ毎年就学セシメサルヘカラ

ス

但就学督責ノ規則ハ府知事県令之ヲ起草シテ文部卿ノ認可

ヲ經ヘシ

第十二条 小学校及小学教場ノ学期ハ三箇年以上八箇年以下タルヘク授業日数ハ毎年三十二週日以上タルヘシ其授業時間ハ一日三時ヨリ少カラス六時ヨリ多カラサルモノトス

但土地ノ情況ニ依リ午前若クハ午後^(加筆)ノ半日又ハ夜間ニ授業スルコトヲ得ヘシ其授業時間ハ二時ヨリ少カラサルモノトス

第十三条 小学校若クハ小学教場ヲ設置スルノ資力ニ乏シクシテ巡回授業ノ方法ヲ設ケ普通教育ヲ児童ニ施サントスル町村ハ府知事県令ノ認可ヲ經ヘシ

第十四条 学齡児童ヲ小学校若クハ小学教場ニ入レス又巡回授業ニ依ラスシテ別ニ普通教育ヲ施サントスルモノハ戸長ノ認可ヲ經ヘシ

但戸長ハ児童ノ学業ヲ其町村ノ小学校若クハ小学教場ニ於テ試験セシムヘシ

第十五条 学校教場幼稚園書籍館等ニ公立私立ノ別アリ地方税若クハ町村ノ公費ヲ以テ設置セルモノヲ公立トシ一人若クハ数人ノ私費ヲ以テ設置セルモノヲ私立トス

第十六条 公立学校教場幼稚園書籍館等ノ設置變更廢止其府県立ニ係ルモノハ文部卿ノ認可ヲ經ヘク其町村立ニ係ルモノハ府知事県令ノ認可ヲ經ヘシ

第十七条 私立学校教場幼稚園書籍館等ノ設置變更ハ府知事県令ノ認可ヲ經ヘク其廢止ハ府知事県令ニ開申スヘシ

但公立小学校又ハ小学教場ニ代用スル私立小学校又ハ小学

教場ノ廢止ハ府知事県令ノ認可ヲ經ヘシ

第十八条 町村立私立学校教場幼稚園書籍館等設置變更廢止ノ規則ハ府知事県令之ヲ起草シテ文部卿ノ認可ヲ經ヘシ

第十九条 小学校及小学教場ノ教則ハ文部卿頒布スル所ノ綱領ニ基キ府知事県令土地ノ情況ヲ量リテ之ヲ編制シ文部卿ノ認可ヲ經テ管内ニ施行スヘシ

中学校其他ノ学校ノ教則ハ文部卿其綱領ヲ頒布スルコトアルヘシ

第二十条 公立学校教場ノ費用府県会ノ議定ニ係ルモノハ地方税ヨリ支弁シ町村ノ協議ニ係ルモノハ町村費ヨリ支弁スヘシ

第二十一条 町村費ヲ以テ設置保護スル学校教場ニ於テ補助ヲ地方税ニ要スルトキハ府県会ノ議定ヲ經テ之ヲ施行スルコトヲ得ヘシ

第二十二条 公立学校教場ノ敷地ハ免税タルヘシ

第二十三条 凡学事ニ供スル寄附金等ハ其寄附人ヨリ指定セシ目途ノ外ニ支消スルコトヲ得ス

第二十四条 各府県ハ小学教員ヲ養成センカ為ニ師範学校ヲ設置スヘシ

第二十五条 教員ハ男女ノ別ナク年齢十八年以上ニシテ品行端正相当ノ学力アリ文部卿若クハ府知事県令ノ免許狀ヲ得タルモノタルヘシ

第二十六条 文部卿ハ吏員ヲ府県ニ發遣シ学事ノ実況ヲ巡視セシムルコトアルヘシ

第二十七条 凡学校ニ於テハ男女教室ヲ同クスルコトヲ得ス

但小学校及小学教場ニ於テハ男女教室ヲ同クスルモ妨ケナシ

第二十八条 生徒試験ノトキハ父母或ハ後見人等來觀スルコトヲ得ヘシ

第二十九条 町村立学校教場ノ教員ハ戸長ノ申請ニ因リ府知事県令之ヲ任免スヘシ

第三十条 町村立学校教場ノ教員ノ俸額旅費ハ府知事県令之ヲ規定シテ文部卿ノ認可ヲ經ヘシ

第三十一条 各府県ハ土地ノ狀況ニ随ヒ中学校ヲ設置シ又農学校商業学校職工学校其他ノ専門学校ヲ設置スヘシ

第貳拾三号

明治十三年^{十二月}第五拾九号布告教育令別冊ノ改正ス

但明治十四年^{七月}第三拾八号布告中教育令第九条トアルヲ教育令第八条ト改メ同十五年^{十二月}第五拾六号布告ヲ廢止ス

右奉 勅旨布告候事

明治十八年八月十二日 太政大臣公爵 三條實美

文部卿伯爵 大木喬任

教育令

第一条 全国ノ教育事務ハ文部卿之ヲ統撰ス故ニ学校教場幼稚園書籍館等ハ公立私立ノ別ナク皆文部卿ノ監督内ニアルヘシ
第二条 学校ハ小学校中学校大学校師範学校専門学校其他各種ノ学校トス

第三条 小学校及小学教場ハ児童ニ普通ノ教育ヲ施ス所トス

第四条 中学校ハ高等ナル普通学科ヲ授クル所トス

第五条 大学校ハ法理学医学文学等ノ専門諸科ヲ授クル所トス

第六条 師範学校ハ教員ヲ養成スル所トス

第七条 専門学校ハ法理科医科文科農業商業職工等各科ノ学業ヲ授クル所トス

第八条 各町村ハ府知事県令ノ指示ニ從ヒ独立或ハ聯合シテ其学齡児童ヲ教育スルニ足ルヘキ一箇若クハ數箇ノ小学校又ハ小学教場ヲ設置スヘシ

但本文小学校又ハ小学教場ニ代ルヘキ私立小学校又ハ小学教場アリテ府知事県令ノ認可ヲ經タルトキハ別ニ設置セサルモ妨ケナシ

第九条 凡児童六年ヨリ十四年ニ至ル八箇年ヲ以テ学齡トス

第十条 学齡児童ヲ就学セシムルハ父母後見人等ノ責任タルヘシ

第十一条 父母後見人等ハ其学齡児童ノ普通科ヲ卒ラサル間已ムヲ得サル事故アルニアラサレハ毎年就学セシメサルヘカラス

但就学督責ノ規則ハ府知事県令之ヲ起草シテ文部卿ノ認可ヲ經ヘシ

第十二条 小学校及小学教場ノ学期ハ三箇年以上八箇年以下タルヘク授業日數ハ毎年三十二週日以上タルヘシ其授業時間ハ一日三時ヨリ少カラス六時ヨリ多カラサルモノトス

但土地ノ情況ニ依リ午前若クハ午後ノ半日又ハ夜間ニ授業
スルコトヲ得ヘシ其授業時間ハ二時ヨリ少カラサルモノト
ス

第十三条 小学校若クハ小学教場を設置スルノ資力ニ乏シクシ
テ巡回授業ノ方法ヲ設ケ普通教育ヲ児童ニ施サントスル町村
ハ府知事県令ノ認可ヲ經ヘシ

第十四条 学齡児童ヲ小学校若クハ小学教場ニ入レス又巡回授
業ニ依ラスシテ別ニ普通教育ヲ施サントスルモノハ戸長ノ認
可ヲ經ヘシ

但戸長ハ児童ノ学業ヲ其町村ノ小学校若クハ小学教場ニ於
テ試験セシムヘシ

第十五条 学校教場幼稚園書籍館等ニ公立私立ノ別アリ地方税
若クハ町村ノ公費ヲ以テ設置セルモノヲ公立トシ一人若クハ
数人ノ私費ヲ以テ設置セルモノヲ私立トス

第十六条 公立学校教場幼稚園書籍館等ノ設置變更廢止其府県
立ニ係ルモノハ文部卿ノ認可ヲ經ヘク其町村立ナ係ルモノハ
府知事県令ノ認可ヲ經ヘシ

第十七条 私立学校教場幼稚園書籍館等ノ設置變更ハ府知事県
令ノ認可ヲ經ヘク其廢止ハ府知事県令ニ開申スヘシ

但公立小学校又ハ小学教場ニ代用スル私立小学校又ハ小学
教場ノ廢止ハ府知事県令ノ認可ヲ經ヘシ

第十八条 町村立私立学校教場幼稚園書籍館等設置變更廢止ノ
規則ハ府知事県令之ヲ起草シテ文部卿ノ認可ヲ經ヘシ

第十九条 小学校及小学教場ノ教則ハ文部卿頒布スル所ノ綱領

ニ基キ府知事県令土地ノ情況ヲ量リテ之ヲ編制シ文部卿ノ認
可ヲ得テ管内ニ施行スヘシ

中学校其他ノ学校ノ教則ハ文部卿其綱領ヲ頒布スルコトアル
ヘシ

第二十条 公立学校教場ノ費用府県会ノ議定ニ係ルモノハ地方
税ヨリ支弁シ町村ノ協議ニ係ルモノハ町村費ヨリ支弁スヘシ

第二十一条 町村費ヲ以テ設置保護スル学校教場ニ於テ補助ヲ
地方税ニ要スルトキハ府県会ノ議定ヲ經テ之ヲ施行スルコト
ヲ得ヘシ

第二十二条 公立学校教場ノ敷地ハ免稅タルヘシ

第二十三条 凡学事ニ供スル寄附金等ハ其寄附人ヨリ指定セシ
目途ノ外ニ支消スルコトヲ得ス

第二十四条 各府県ハ小学教員ヲ養成センカ為ニ師範学校ヲ設
置スヘシ

第二十五条 教員ハ男女ノ別ナク年齢十八年以上ニシテ品行端
正相当ノ学力アリ文部卿若クハ府知事県令ノ免許狀ヲ得タル
モノタルヘシ

第二十六条 文部卿ハ吏員ヲ府県ニ發遣シ学事ノ実況ヲ巡視セ
シムルコトアルヘシ

第二十七条 凡学校ニ於テハ男女教室ヲ同クスルコトヲ得ス
但小学校及小学教場ニ於テハ男女教室ヲ同クスルモ妨ケナ
シ

第二十八条 生徒試験ノトキハ父母或ハ後見人等來觀スルコト
ヲ得ヘシ

第二十九条 町村立学校教場ノ教員ハ戸長ノ申請ニ因リ府知事
県令之ヲ任免スヘシ

第三十条 町村立学校教場ノ教員ノ俸額旅費ハ府知事県令之ヲ
規定シテ文部卿ノ認可ヲ経ヘシ

第三十一条 各府県ハ土地ノ状況ニ随ヒ中学校ヲ設置シ又農学
校商業学校職工学校其他ノ専門学校ヲ設置スヘシ

(注記1)

「参事院秘第二八号」

(注記2)

〔合衆〕
〔印〕

(注記3)

「秘」

(注記4)

「参事院」

(注記5)

「三十一」(簿冊内件名番号)

(注記6)

「甲三〇」

(注記7)

「文甲三〇号」

(注記8)

「秘」

(注記9)

「要」

(注記10)

〔印生〕
〔印〕

(注記11)

「秘」

(注記12)

「要」

(注記13)

「参事院秘第二八号」

(注記14)

「文甲三〇号」

(注記15)

「秘」

(注記16)

「要」

(注記17)

「秘」

(注記18)

「要」

(注記19)

〔印取〕
〔印〕

(注記20)

「内務部」

(下札)

「秘」

〔明治十八年 公文録 文〕
〔部省〕自七月至十二月
2A, 10, ③3984